



～令和4年3月16日福島県沖地震の～ り災証明書の申請受付を開始します



ターゲット 13.1

令和4年3月18日
郡山市税務部資産税課
課長：和田 光生
TEL：924-2091

SDGs ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に関する強靭性（レジリエンス）及び適応能力を強化する

り災証明書等の申請受付を、以下のとおり開始します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、「1 郵送による申請」をお勧めいたします。

1 郵送による申請

(1) 申請書：郡山市ウェブサイトからダウンロードできますので、印刷の上ご記入ください。

なお、資産税課・各行政センター（富田・大槻を除く）窓口でも配布しています。



<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/31/31131.html>

(2) 送付先： 〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23-7

郡山市税務部資産税課（り災証明専用ダイヤル 024-924-2111）

2 窓口での申請

(1) 正庁（本庁舎2階） 3月20日（日）から（当面の間、土・日・祝日を含む）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※3月19日（土）までは、資産税課カウンター前・8：30～17：15

にて申請窓口で受付中です。

(2) 各行政センター（富田・大槻を除く）

3月22日（火）から（平日のみ）

受付時間：受付時間：午前8時30分～午後5時15分

3 電子申請

現在準備中です。準備完了次第、申請方法等お知らせいたします。

4 申請できる証明書・申請に必要な書類

(1) り災証明書（建物など不動産のみ）

- ・り災証明申請書
- ・被害状況がわかる写真（2～3枚程度、全景と被害箇所のわかるもの・表札等）
- ・本人確認書類（運転免許証や健康保険証などの写し）

(2) 被災届出受理証（車や設備など動産のみ）

- ・被災届出書
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証などの写し）

(3) その他

○「居住者用」のり災証明書申請で、住民票の住所がり災場所と異なるとき
上記のほか居住を確認できる書類（賃貸借契約書や公共料金の検針票等の写し）。

○住民票上同一世帯の親族以外の方が代理で申請する場合：委任状

5 被災建物の調査について

申請いただいた被災建物の調査は、順次、個別に現地調査をさせていただきます。

なお、被災程度が軽微で、申請された方のお申し出も「一部損壊」である場合、現地調査を実施せず「一部損壊」として、り災証明書を交付いたします。（自己判定方式）

この場合、現地調査を行う場合と比べて、り災証明書を早く受け取ることができます。